

等々力緑地再編整備に関する民間事業者選定部会の設置について（案）

令和3年11月26日
民間活用推進委員会決定

1 目的

川崎市民間活用推進委員会（以下、「委員会」という。）において、等々力緑地再編整備（建設緑政局局所管事業）について、事業者選定の審査・評価を行うため、川崎市附属機関設置条例（平成27年条例第1号）（以下、「条例」という。）第8条第1項の規定に基づき、委員会に等々力緑地再編整備に関する民間事業者選定部会（以下、「部会」という。）を設置する。

2 所掌事務

- (1) 事業者選定の審査・評価に関すること
- (2) その他、必要な審議事項に関すること

3 組織

- (1) 部会の委員は、委員会の委員又は条例第4条第3項の規定に基づく臨時委員として、事業者選定の審査に関して高い識見を有する者から、委員会の会長が指名する。
- (2) 部会に部会長を置き、当該部会に属する委員の互選により定める。
- (3) 部会が必要であると認めるときは、関係者に出席を要請し、意見を聴くことができる。

4 部会の決議の取り扱い

条例第8条第7項の規定により、部会の決議を委員会の決議とする。

5 庶務

部会の庶務は、総務企画局行政改革マネジメント推進室民間活用担当において処理する。

6 雑則

前各項に定めるもののほか、部会運営に関する事項その他必要な事項は部会長が定める。